

令和5年第9回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和5年9月29日（金）午後2時00分

場 所 白河市役所 本庁舎 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（17名）

欠席農業委員（2名）

出席農地利用最適化推進委員（17名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

◎開 会

事務局長 皆様、改めまして、こんにちは。それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和５年第９回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第３条関係が３件、農地法第５条関係が１件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が３件、合わせて７件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後２時００分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第１５条の規定による議事録署名人の指名がありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。

◎議案第１号

会 長 議事に入ります。

議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長 議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について。農地法第３条第１項の規定による申請があったので、同条第２項の規定により審議するものとする。令和５年９月２９日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、３ページをご覧ください。

農地法第３条についてご説明いたします。

【その１からその３朗読】

以上、その１からその３までの案件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
ます。

会 長 農地法第３条その１について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今月20日に委員と譲渡人、譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りし、間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題はないものと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

委 員 大した質問でもないですけれども、813分の290というのは、どういう土地でしょうか。共有地とか何かそういうものですか。

会 長 事務局から。

事 務 局 実は前回の総会の中でも、土地、この813分の幾つということで、2回目の買取りと言うと変ですが、地権者が２人いまして、前回買われた方が、前回の総会で813分の513を所有権移転しまして、今回、残りの部分の290、813分の290を今回の総会で手に入れて、１つの土地として使用するということになっています。

委 員 全体買ったという。

事務局長 全体で813分の813ということで、今回で１分の１になります。

会 長 今の事務局の説明で大丈夫ですか。

委 員 はい。

会 長 そのほかに。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 それでは、ほかに意見がないようですので、その１について異議なしということで決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 では、その１について決定いたします。

農地法第３条その２について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る９月23日に委員と譲渡人奥様、譲受人と現地調査を行い

ました。双方とも申請内容に間違いはないということです。周辺農地への影響も特にないと思われま

皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、9月17日、委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人とお会いして申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いはないことでした。今回の転用による周辺農地への影響は特にないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和5年9月29日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、5ページをご覧ください。

農地法第5条その1について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る 9 月 26 日に委員 3 人で現地調査を行いました。譲渡人と譲受人とは 9 月 26 日に現地でお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いないとのことでした。申請地の周辺は住宅地のため、転用による農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 1 について原案のとおり決定いたします。

◎議案第 3 号

会 長 次に、議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局長 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和 5 年 9 月 29 日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第 1 号から第 3 号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、第 1 号から第 3 号について原案のとおり承認いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局。

事務局 それでは、事務局より申し上げます。次回の総会、10月31日火曜日午後2時より正
庁で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会長 なければ、これもちまして、令和5年第9回白河市農業委員会総会を閉会いたし
ます。どうもありがとうございました。

(午後2時30分)
